



# 中国の化学物質環境管理の 現状及び最新政策

中国環境保護部（MEP）汚染控制司

2012年10月31日



# 主な内容

- I. 中国における化学物質環境管理の動向
- II. 中国における化学物質環境管理の現状
- III. 化学物質環境管理に対する最新政策
- IV. 今後に向けた主要課題



# I. 中国における化学物質環境管理の動向

## 主な問題点

1

非合理的な業界構成・流通、環境汚染の潜在的リスク

2

化学物質に関する環境管理規制の不完全なシステム

3

環境管理と環境リスク状況に関する基本的な情報の欠如

4

監視、早期警告、緊急対応、監督、管理、技術支援に対する能力不足



# I. 中国における化学物質環境管理の動向

## 環境汚染によるリスクの防止と圧力の抑制

- 1 化学物質によって生じる人体や環境に対するリスクの増加
- 2 危険化学品による環境事故の頻発
- 3 関係するセクターからの特定の汚染物質放出による地域的な環境品質の悪化
- 4 化学物質に関する環境管理、リスクの防止と抑制に対する圧力の高まり



## II. 中国における化学物質環境管理の現状

### 重点環境保護策の強化に対する国務院の意見 (GuoFa [2011] 35)

化学物質に関する環境管理の強化：石油や化学技術事業の科学的な計画と合理的な普及を促進するため、化学技術事業普及に対する評価を実施しなければならない。化学メーカーによって隠ぺいされている環境リスクをなくし、安全対策を強化するために沿岸部の化学産業においては全体的な改革を実施しなければならない。有害化学技術事業の評価においては、重要な要素として生態学的リスクアセスメント（ERA）を実施し、また、環境許容閾値や化学物質製造に関する建設基準を向上させ、さらに、化学技術事業に関する環境的に安全な距離を科学的に定義・実施しなければならない。毒性が高く難分解性の環境リスクが高い化学物質については、法的に段階的な使用禁止とし、高い環境リスクのある化学物質の製造及び使用については制限されなければならない。産業製品の設計においては、環境にやさしい設計を行わなければならぬ。プロセス全体にわたる化学物質の環境管理システムを強化しなければならない。残留性有機汚染物質（POPs）を排出する主な産業に対する監督を強化しなければならない。化学物質による環境汚染に対する終身的な管理責任とプロセス全体の説明責任を果たすためのシステムを確立しなければならない。

国の  
使命



## II. 中国における化学物質環境管理の現状

「国家環境保護に関する第12次5か年計画」  
(GuoFa [2011] 42)

- ❖ 3つの目標：品質管理、品質向上、リスク防止
- ❖ 化学物質に関する環境に対する監督の強化
- ❖ 化学的リスクの防止・抑制の強化

国の  
使命



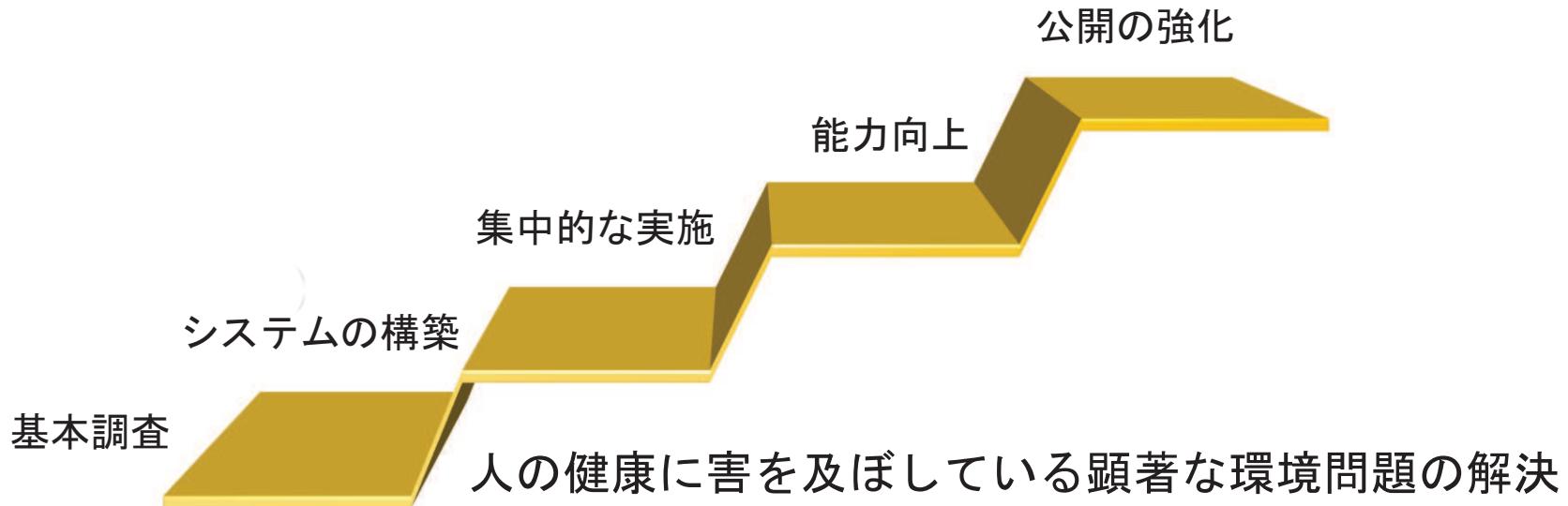
## II. 中国における化学物質環境管理の現状

原則：積極的な予防・抑制、分類による管理

対象：化学メーカー、ユーザー

化学工業団地

主要地域、主要産業





## II. 中国における化学物質環境管理の現状

### 作業の進展

- ❖ 危険化学品の輸出入の環境管理登記に対する行政の認可・監督を強化した。
- ❖ 新規化学物質の環境管理登記に対する行政の認可・監督を強化した。
- ❖ 「危険化学品環境管理登記弁法」（試行）を公表した。
- ❖ 「残留性有機汚染物質（POPs）防止・抑制に関する第12次5か年計画」を公布した。
- ❖ 化学製品の製造、使用、および環境状態に対する全国的な調査を体系化した。
- ❖ 水銀の管理を強化した。
- ❖ 化学工業団地における環境管理を強化した。



## III. 化学物質環境管理に対する最新政策

- (I) 危険化学品環境管理登記弁法（試行）
- (II) 化学工業団地の環境管理
- (III) 残留性有機汚染物質（POPs）防止・抑制に関する第12次5か年計画
- (IV) 化学物質に関する基本情報の全国調査
- (V) 水銀の管理



# (I) 危険化学品環境管理登記弁法（試行）

1. 法的根拠
2. 「弁法」の状況
3. 主な内容
4. 目標、機能



# 1. 法的根拠

## 「危険化学品安全管理条例」

(国务院令 第591号 : 2011年3月公布、2011年12月1日施行)

- 危険化学品の管理における環境保護行政の責任を定義

**第6条 (4) 環境保護行政は、危険化学品廃棄物の処理に対する監督責任を負い、危険化学品の環境リスクの確認と環境リスクレベルの評価を体系化し、重点環境管理の実施に必要な危険化学品の分類を決定し、危険化学品および新規化学物質の登記を担当する。**また、関係する環境汚染や危険化学品によって生じた生態系被害の事故の調査を実施する責任を負い、さらに、危険化学品の事故の場合には、現場での緊急環境監視を実施する責任を負う。



# 1. 法的根拠

## 「危険化学品安全管理条例」

(国务院令 第591号 : 2011年3月公布、2011年12月1日施行)

- 重点環境管理下での危険化学品について、環境汚染物質排出移動登記（PRTR）制度を確立した。

**第16条** 重点環境管理下にある危険化学品の製造者は、国家環境保護局が定めた規定を順守し、危険化学品の環境放出に関する情報を環境保護行政機関に報告しなければならない。 環境保護行政機関は、状況に応じた環境リスク管理対策を講じることができる。

**第32条** 重点環境管理下にある危険化学品の製造者に関する規定は、製造に関する重点環境管理下にある危険化学品を使用する企業に適用する。



# 1. 法的根拠

## 「危険化学品安全管理条例」

(国務院令 第591号 : 2011年3月公布、2011年12月1日施行)

**第81条** 法的罰則に関する規定

**第98条** 危険化学品および新規危険化学品の環境管理登記は、適用法規ならびに行政規則・規制にしたがって実施されなければならない。重点環境管理下にある危険化学品の登記に関する関係国家規制に従って、特定の料金を徴収するものとする。



# 1. 法的根拠

## 「危険化学品安全管理条例」

(国務院令 第591号 : 2011年3月公布、2011年12月1日施行)

- 化学的な環境リスクを確認する際の各環境保護部署の責任を定義した

**第100条** 有害性の特性が定義されていない化学物質については、その物理的有害性、環境有害性、ならびに毒性の確認についてはそれぞれ、国家安全製造監督管理総局、国家環境保護局、国家衛生局が体系化するものとする。確認結果に基づいて、危険化学品目録の必要な修正を第3条（2）にしたがって実施するものとする。



## 2. 「施策」の状況

新規化学物質の管理は、環境保護部令第7号にしたがって実施されている。

新規化学物質

「弁法」は、危険化学品に適用される。危険化学品一覧は、国家安全生产监督管理总局、環境保護部、国家公安局によって共同で定義された。

既存化学物質（約45000）

危険化学品

重点  
環境管理下にある  
危険化学品

「弁法」における重点環境管理タスク：重点環境管理下にある危険化学品の分類については、環境保護関係部門によって定義されなければならない。



### 3. 主な内容

「弁法」は、以下の6つの章を含む：

- |        |                       |
|--------|-----------------------|
| 第 I章   | 総則                    |
| 第 II章  | 危険化学品の製造・使用に関する環境管理登記 |
| 第 III章 | 危険化学品の輸出入に関する環境管理登記   |
| 第 IV章  | 監督                    |
| 第 V章   | 法的責任                  |
| 第 VI章  | 付則                    |



### 3. 主な内容

#### 通則

**法制化の目的**：化学物質に関する環境管理の強化、危険化学品による環境や人の健康に対するリスクの防止と除去、環境リスクの防止、国際協定の実施

#### 適用範囲：

1. 製品分類 : 「危険化学品目録」に記載された危険化学品
2. 事業の種類 : 危険化学品の製造者、製造のために危険化学品を使用する企業、危険化学品の輸出入業者



### 3. 主な内容

#### 通則

##### 分類による管理：

- **重点環境管理下にある危険化学品**：危険化学品の有害性特性と環境リスクレベルに基づいて、「重点環境管理危険化学品目録」を環境保護部が正式に発行・調整する。
- **その他の危険化学品**：重点危険化学品以外の残りの危険化学品



### 3. 主な内容

#### 通則

##### 管理責任 :

- ・ 環境保護部は、危険化学品の国家環境管理登記の体系化、監視、ならびに実施の責任を負う。
- ・ 県レベルより上の地方の環境保護部門は、管轄区域内の危険化学品の環境管理登記に関する責任を負う。



### 3. 主な内容

## 製造 / 使用登記

### 重点危険化学品

- 登記 : 県レベルの環境保護部門
- 発行 : 省レベルの環境保護部門
- 書類 :
  - 環境管理登記申請書
  - 生態学的リスクアセスメント (ERA)  
報告書
  - 承認状
  - 環境緊急対応計画
  - 監視報告書
  - 無公害製造報告書

### その他の危険化学品

- 登記 : 県レベルの環境保護部門
- 発行 : 地方自治体レベルの環境保護部門
- 書類 :
  - 環境管理登記申請書
  - 承認状
  - 環境緊急対応計画
  - 監視報告書
  - 無公害製造報告書





### 3. 主な内容

#### 製造 / 使用登記

##### 登記申請書 :

- 会社概要、周囲の環境保護指定区域
- 製造 / 使用する危険化学品の種類、数量、表示、有害性分類、使用目的、使用方法、製品安全データシート (MSDS)
- 環境リスク防止・抑制策、典型的な化学汚染物質の放出、危険化学品廃棄物の処理、など



### 3. 主な内容

## 製造 / 使用登記

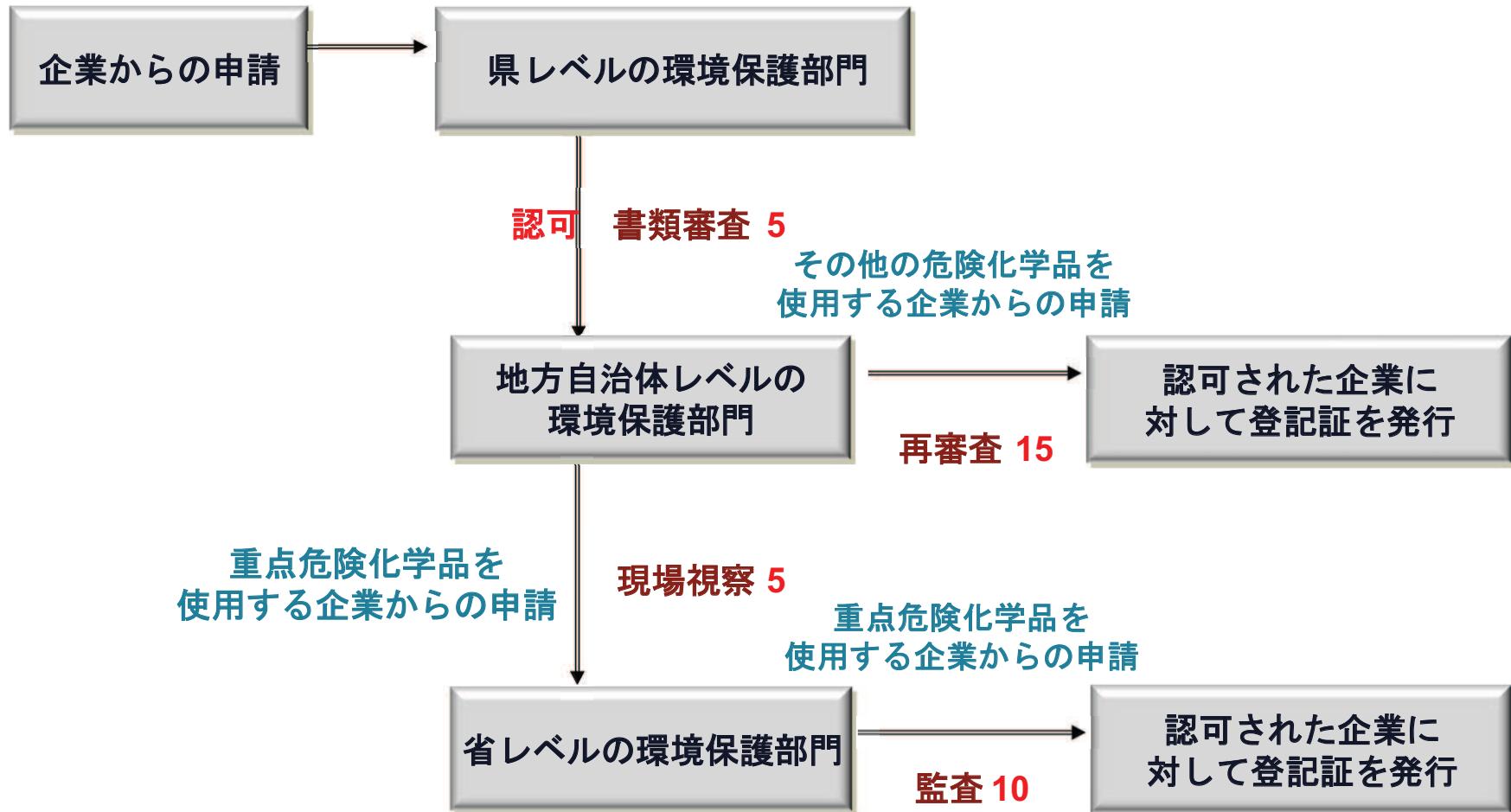
### 登記期限 :

- 危険化学品を使用する製造事業に関する新規建設、再建設、増設については、事業完成の確認・承認前に、危険化学品の製造 / 使用登記を行わなければならない。
- この「施策」の公布より前に建設を完成し、製造で危険化学品を使用している企業は、製造 / 使用している危険化学品の環境管理登記を「施策」施行後3年以内に完了していなければならない。



### 3. 主な内容

## 製造 / 使用登記





### 3. 主な内容

## 製造 / 使用登記

### 失効・再認可

- 登記証：3年で失効
  - ✓ 事業所概要、危険化学品分類、危険化学品の製造 / 使用、環境管理要件などの情報を含む。
- 再認可に必要な書類および申請手順は、最初の登記時と同じ。



### 3. 主な内容

#### 環境リスク評価

- ・ 対象企業：重点環境管理下にある危険化学品の製造者およびユーザー
- ・ 期限：すべての書類を登記前に準備しておかなければならぬ。
- ・ 内容：
  - 重点環境管理下にある危険化学品による環境リスクの防止と抑制策の評価、評価結果に基づく企業の環境リスク監視レベルの決定



### 3. 主な内容

重点環境管理下にある危険化学品に着目



専門家が実施した  
生態学的リスクア  
セスメント  
(ERA)

3年に1回

登記前に、必要な書類を準備すること



### 3. 主な内容

## 環境リスク評価

### 評価機関の管理：

- 環境保護部は、重点環境管理下にある危険化学品に関する生態学的リスクアセスメント（ERA）報告書の作成資格を有する推薦機関の一覧を発行するものとする。
- 重点環境管理下にある危険化学品に関するERA報告書作成業務を行う者は、省レベル以上の環境保護部門によって実施される特別教育に出席し、その試験に合格した者とする。



### 3. 主な内容

## 輸入 / 輸出登記

### 基本要件 :

- 「危険化学品目録」で中国政府によって輸出入が厳しく制限されている危険化学品の輸入 / 輸出に関しては、輸入者 / 輸出者は環境管理登記申請を環境保護部に行い、登記証および関係認可証を提出して通関申請を行わなければならない。
- 登記申請時には、申請書、営業免許および輸入/輸出契約書、輸入 / 輸出承認証の写しと合わせて、危険化学品の輸入 / 輸出を計画している国内製造者 / ユーザーに発行された製造 / 使用許可証、危険化学品などの輸入 / 輸出について署名された購入契約書を提出しなければならない。
- 危険化学品の輸入 / 輸出においては、国際協定が実施されなければならない。



### 3. 主な内容

#### 監督

##### 登記後の管理要件

- 年間報告及び要件（**重点危険化学品に関する企業**）
  - ▶ PRTR：重点危険化学品および標準的な汚染物質の排出、廃棄、リサイクル
  - ▶ 管理計画：重点危険化学品および標準的な汚染物質の排出除去のための施策と計画
  - ▶ 環境監視：重点危険化学品および標準的な汚染物質の年次監視
- その他の要件（**危険化学品に関するすべての企業**）
  - ▶ 情報開示：危険化学品の製造、使用、排出、有害性に関する情報の公開
  - ▶ 記録保持：危険化学品台帳と環境管理ファイルの作成



### 3. 主な内容

## 環境汚染物質排出移動登記（PRTR）

- ・ **対象企業**：重点環境管理下にある危険化学品の製造または使用について登記済みの企業
- ・ **期限**：毎年1月31日まで（登記後の要件）
- ・ **内容**：
  - 環境汚染物質排出移動（PRTR）書：重点環境管理下にある危険化学品および標準的な汚染物質の排出、処理、リサイクル
  - 関係する会計データ



### 3. 主な内容

## 環境リスク防止・抑制計画

- ・**対象企業**：重点環境管理下にある危険化学品の製造または使用について登記済みの企業
- ・**期限**：毎年1月31日まで（登記後の要件）
- ・**内容**：
  - 重点環境管理下にある危険化学品および標準的な汚染物質の排出をなくすための、主要なプロセス調整計画、汚染防止・抑制計画、環境リスク防止・抑制策、ならびに能力開発計画



### 3. 主な内容

#### 地方の環境保護部門の職務（1）

- **登記業務：**
  - 県レベルより上の環境保護部門は、管轄区域内の危険化学品の環境管理登記について責任を負う。
  - 地域の状況に応じて、危険化学品などの環境管理登記の実施業務を危険化学品の環境管理担当機関に委託してもよい。



### 3. 主な内容

#### 地方の環境保護部門の職務（2）

- 監督と査察：
  - 主体：県レベルより上の環境保護部門
  - 内容：許可証に含まれる環境管理要件の実施、生態学的リスクアセスメント（ERA）報告書に提案された防止・抑制策の実施、重点環境管理下にある危険化学品の排出と移動、環境リスク防止・抑制計画の実施、環境モニタリングなど



### 3. 主な内容

#### 地方の環境保護部門の職務 (3)

- **情報開示 :**
  - 県レベルの環境保護部門は、管轄区域内の登記証の発行および重点環境管理下にある危険化学品の排出移動データを毎年2月末までに省レベルの環境保護部門に報告しなければならない。
  - 省レベルの環境保護部門は、上記内容および管轄区域内で登記証の発行を受けた企業の一覧を3月末までに国家環境保護部に報告しなければならない。



## 4. 目標、機能

### 「施策」の目標と機能

#### 制度上の措置

危険化学品に関する環境管理登記システムの確立

重点環境管理下にある危険化学品の排出移動に関する報告

生態学的リスクアセスメント(ERA)の確立とさまざまなレベルにおける企業監督の実施

情報開示の実施と登記後の監督の実施

#### 目標と機能

危険化学品の実際の製造・使用と環境の状況について動的かつ正確にその全体を理解する

重点環境管理下にある危険化学品の年間排出と移動などのばく露データに基づく監視システムを向上する

企業のリスク防止能力を段階的に向上させ、リスク評価技術システムおよび制度の開発を促進する

重点環境管理下にある危険化学品の環境放出を企業が永続的に減少させるためにさまざまな取り組みを講じるように促す



## (II) 化学工業団地における環境管理

1. 発展の状況
2. 既存の問題
3. 環境管理要件

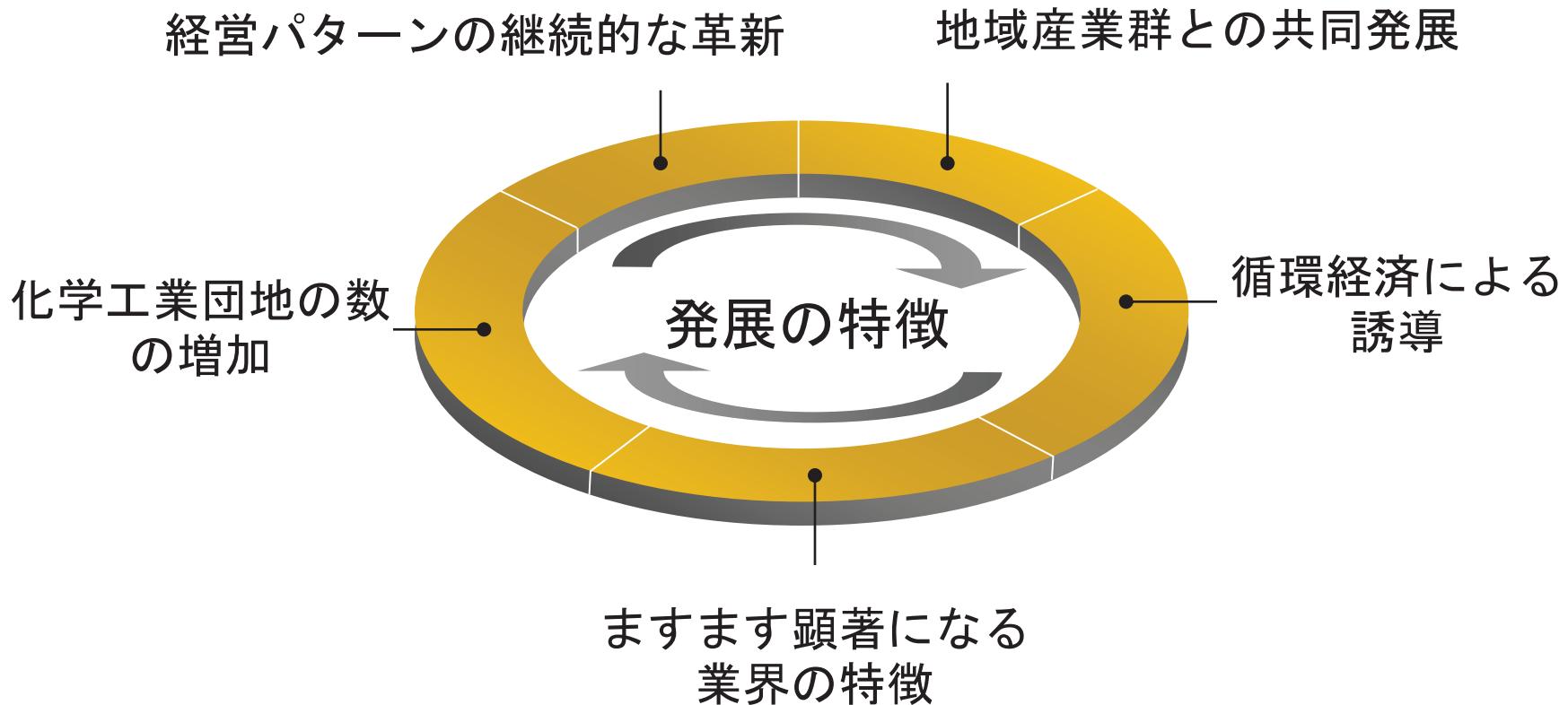


# 1. 化学工業団地の発展の状況

- 1990年代に、最初の化学工業団地群が中国東部に出現した。この地域は、経済的に開発の進んだ沿岸部で、上海、南京、寧波が代表的な都市である。
- 中国には、省レベル以上では357の化学工業団地があり、このうち国レベルの開発区は38で、省レベルの開発区は319である。
- 25省による調査結果によると、中国には工業団地に匹敵する規模の化学会社が約8,600社あり、この数は2011年の中規模以上の中国国内石油化学会社の総数の27%を占めている。



# 1. 化学工業団地の発展の状況





## 2. 既存の問題

- (1) 全体計画の欠如、隠れた環境リスクが顕著な問題になっている
- (2) 事業認可に対する低い閾値、汚染物質移動の深刻な現象
- (3) 環境インフラの後退、汚染物質の集合的廃棄の難しさ
- (4) 化学物質に関する環境リスクが顕著な問題になっている、工業団地管理システムが不完全
- (5) リスク防止・抑制レベルが低い、緊急対応システムが不完全



### 3. 環境管理要件

「重点環境保護策の強化に対する国務院の意見」  
(GuoFa [2011] 35)

- 科学技術事業の分布に関する評価の実施
- 石油化学技術事業に関する科学的計画立案と合理的な分布の促進

- 隠れた環境リスクを排除するため、化学物質製造者及び事業者に対する調査を実施
- 沿岸地域にある化学会社について全体的な改革を実施



### 3. 環境管理要件

#### 「国家環境保護に関する第12次5か年計画」 (GuoFa [2011] 42)

- 化学工業団地の環境管理を強化する。
  - 化学工業団地新設に関する環境影響評価（EIA）報告に対して厳格な審査を行う。
  - 化学会社の既存区域の改修・改築を強化する。
- 
- 危険化学品に関する新規建設事業は、化学工業団地に組み込まなければならない。
  - 既存の化学工業団地以外の化学会社は、段階的に工業団地内に移らなければならない。
- 
- 化学工業団地内の環境保護施設の建設に関する基準を設定する。
  - 関連施設と環境緊急対応システムの構築を完了する。



### 3. 環境管理要件

化学工業団地における環境保護策の強化に関する意見  
HuanFa [2012] 54

発効日：2012年5月17日

1

2

3

化学工業団地の管理

工業団地内の会社

地方の環境保護部門



### 3. 環境管理要件

「意見」で述べられた化学工業団地は、以下のとおり：

- 次のような化学および石油化学産業クラスター：
  - 工業団地
  - 工業団地（拠点）
  - ハイテク開発区
  - 経済・技術開発区
- 特殊化学工業団地
- さまざまなレベルの政府によって法的に設立された化学メーカークラスター





### 3. 環境管理要件

工業団地計画の実施、環境影響評価  
(EIA) システムの厳格な実施

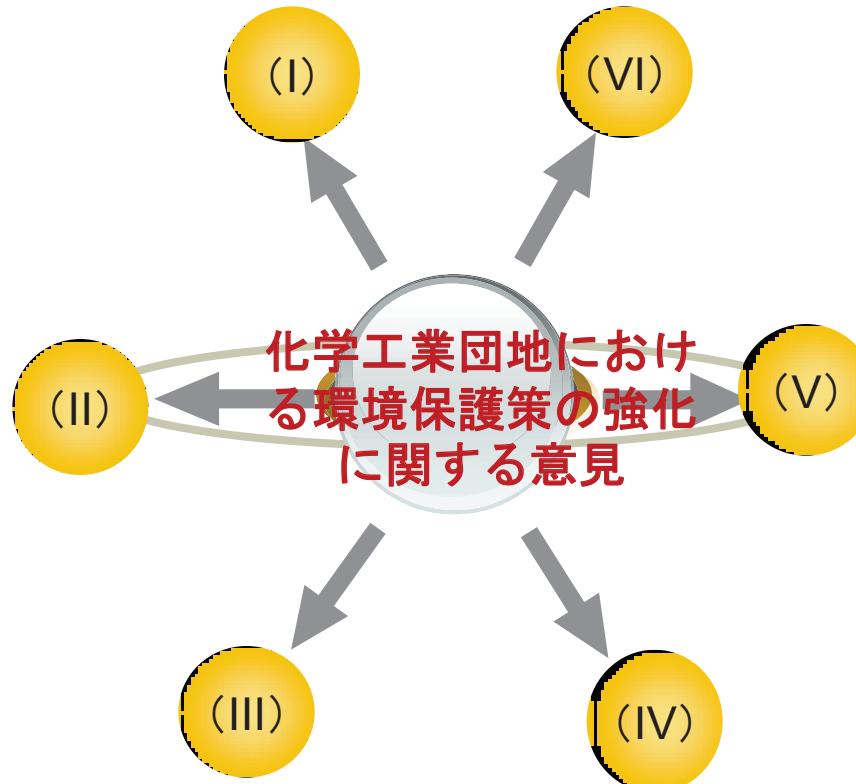
リーダーシップの強化、  
説明責任システムの厳格な実施

厳格な環境承認シ  
ステムの実施、  
事業管理の厳密な  
実施

環境安全を確保する  
ための防止・抑制シ  
ステムの向上

インフラ建設の促進、日常的な監督の強化

管理システムの改善、環境管理の強化





# 「意見」の主な内容（1）

工業団地計画の実施、環境影響評価  
(EIA) システムの厳格な実施

1. 工業団地開発計画を  
科学的に作成する

2. 工業団地開発建設の計画に  
おいて、環境影響評価  
(EIA) を強化する

3. 工業団地計画において  
環境影響に対するフォロー  
アップ評価を実施する



### 3. 環境管理要件

さまざまなレベルの環境保護部門は、

計画された環境影響評価が正式に実施または完了していない場合は、工業団地内入居について、事業のEIA報告の承認を一時停止する。

計画されたEIAフォローアップ報告の監査を開催し、フォローアップ評価において確認された環境問題を解決するため、期限内に工業団地管理部門が改善を実施するように促す。



## 「意見」の主な内容 (2)

厳格な環境承認システムの実施、事業管理の厳密な実施

4. 工業団地への事業の入居が認可されるための技術要件を標準化する。
5. 工業団地からの汚染物質排出に関する品質管理を実施する。
6. 工業団地への事業の入居が認可されるための環境影響評価（EIA）の実施を深化させる。
7. 工業団地への事業の入居が認可されるための環境管理を強化する。



## 「意見」の主な内容 (3)

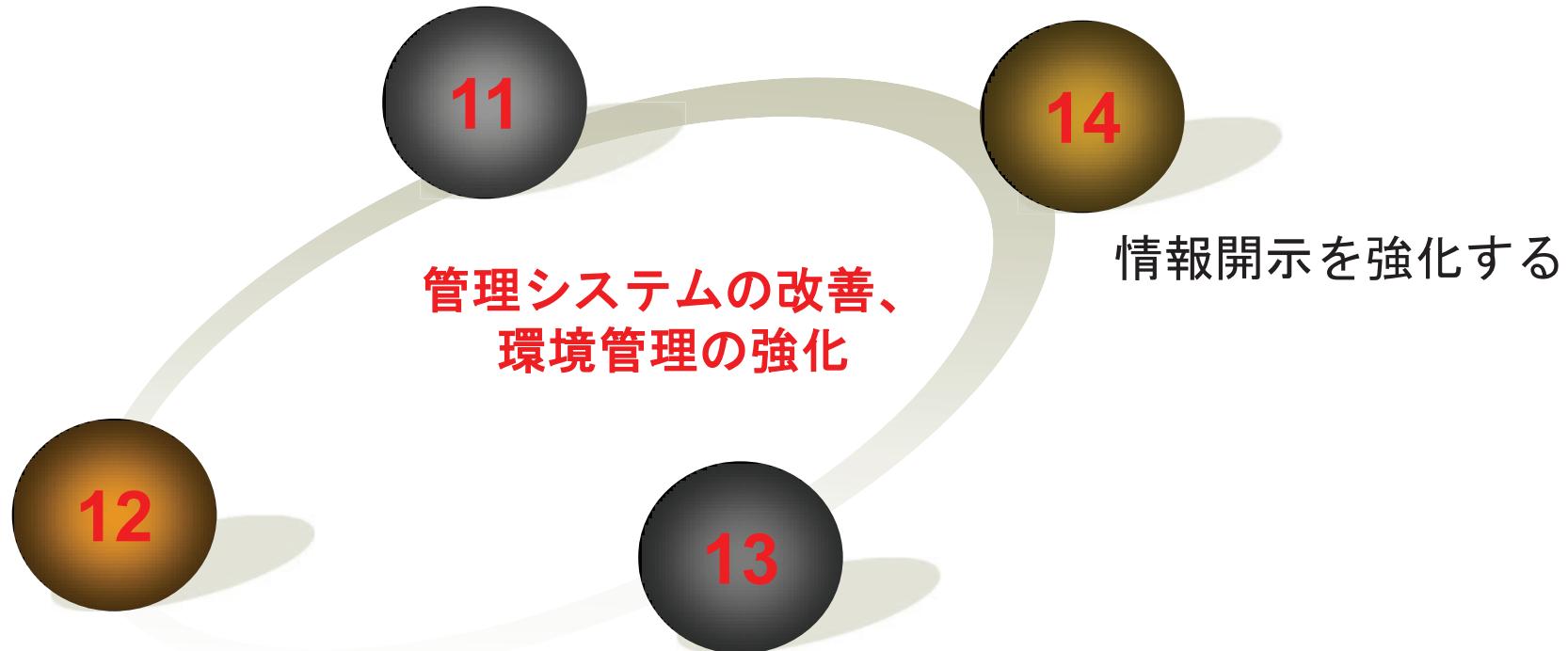
### インフラ建設の促進、日常的な監督の強化

8. 工業団地内の廃水処理を集合的に実施する。
9. 工業団地内の排ガスおよび固形廃棄物の廃棄・処理を強化する。
10. 第三者の運営・管理システムの設立を促進する。



## 「意見」の主な内容 (4)

工業団地から排出される汚染  
物質の監視を強化する



工業団地運営に対して  
厳格に監督する

危険化学品に関する環境管理登  
記とリスク管理を行う



### 3. 環境管理要件

さまざまなレベルの環境保護部門は、

工業団地内の企業が排出する汚染物質に対する監督的監視・  
査察を実施するために必要な代表的な汚染物質の監視能力を  
継続的に向上させる。

危険化学品に関する環境管理登記を体系化し、監督、査察、  
監視を実施する。



## 「意見」の主な内容 (5)

15. 工業団地の環境リスクに対する早期警告システムの構築を早急に行う

16. 工業団地の環境リスク防止・抑制のための技術的システムを向上させる

17. 工業団地の環境緊急対応のための保証システムの構築を強化する

環境安全を確保するための防止・抑制システムの向上



## 「意見」の主な内容 (6)

18. 各当事者の責任を定義する

19. 工業団地の性能審査システムを設立する

20. 説明責任システムを向上させる

21. 年次報告システムを採用する

リーダーシップの強化、  
説明責任システムの厳格な実施



### 3. 環境管理要件

さまざまなレベルの環境保護部門は、

企業の環境保護策に対する監督を強化する。

化学工業団地の環境管理対策に対する査察と審査を強化し、  
査察結果を定期的に発表する。



### 3. 環境管理要件

省レベルの環境保護部門は、

- 管轄区域内の化学工業団地の環境管理および運営性能に関する年次報告書を毎年1月末までに国家環境保護部に提出する。
- 「意見」の公示後3ヵ月以内に、化学工業団地の環境保護策を強化するための地域的な実施計画を作成し、国家環境保護部に報告、その記録を保持する。



## (III) 残留性有機汚染物質（POPS）防止・抑制に関する第12次5か年計画

1. 現状と傾向
2. 原則と目標
3. 主要なタスク
4. 主要な技術事業
5. 体系化と実施



## (I) 全体的な状況

### 取り組みの進捗：

- 國際協定実施の段階的目標は、分野横断的な調整によって達成された。
- 公害の現状は、公害調査によって予備的な把握を行った。
- さまざまな方針や標準規格の作成によって、環境管理システムは次第に向上してきている。
- 各方面からの資金調達を通じて、研究・実証作業が実施されている。



## (I) 全体的な状況

### 現状 :

- 大量のダイオキシンの不均衡かつ局所的な排出、各産業に存在する顕著な問題、新規排出源の急速な増大
- PCB含有の電気機器および廃棄物の効果的な特定、監督、廃棄が必要
- 農薬廃棄物の大量で散在的な分布、現場の汚染状況が不明確
- 残留性有機汚染物質（POPs）によって生じる、環境および人体リスクの問題が顕著
- 新規に記載されたPOPsおよび管理対象POPsによって発生する汚染事故数の増加
- POPs汚染防止・抑制技術の脆弱さによるボトルネック現象が顕著
- 監督および管理システムが不完全



## (II) POPS計画

### 基本規則

主要なPOPsの全体的な管理

リスクの特定と分類による管理

技術構築に基づく全体的な抑制

説明責任システムの実施強化と性能の検証の強化



## (II) POPS計画

### 計画された目標と指標

- 主要産業からのダイオキシン排出量増加の傾向を抑制する。
- 特定された使用中のPCB含有電気機器の全体的な排除、表示、および管理を実施する。
- 特定された農薬廃棄物を安全に廃棄する。
- 特定された高リスク農薬汚染場所を無害管理を行う。
- POPs監督のための能力開発を強化する。
- POPs汚染防止・抑制のための長期的メカニズムを予備的に設ける。
- 新規に記載されたPOPsの調査と管理が容易に実施できるようにする。
- 環境安全と人の健康を保証するため、POPs汚染リスクの効果的な防止、抑制、減少を行う。



## (II) POPS計画

### 計画された目標と指標

計画された指標	計画された目標値
主要産業の単位製造（処理量）で特定されたダイオキシン排出の削減率	10%
特定された使用中のPCB含有電気機器の排除率	100%
特定された農薬廃棄物の安全な処理率	100%
特定された高リスク農薬汚染場所の無害管理率	>85%

注：2011年12月31日以前に特定



## (II) POPS計画

### 計画されたタスク

#### ダイオキシン

監督の強化、排出削減、処理技術事業を実施する

#### 特定のアクション

環境許容閾値を改善し、旧式の機器の段階的な廃止を加速させる

排出削減技術と技術実証を実施する

ダイオキシン排出に対する監督を強化する

品質管理の試験的プログラムを実施する

基本的に、主要産業によるダイオキシン排出の増加傾向を抑制し、主要産業からの排出レベルを10%減少させる



## (II) POPS計画

### 計画されたタスク

#### PCB

PCB含有電気機器およびPCB廃棄物によって生じる  
環境リスクと健康リスクを抑制する

#### 特定のアクション

使用中のPCB含有電気機器を特定し、表示する。

特定されたPCB含有廃棄物、PCB汚染土壌を安全に廃棄する。計画された廃棄を実施するための計画実施プロセスにおいて新規に特定されたPCB含有廃棄物およびPCB汚染土壌をこの計画に記載する。

特定されたPCB含有電気機器の全体的な排除、表示、管理を行う；  
特定された使用中のPCB含有電気機器の排除率は100%を達成しなければならない。



## (II) POPS計画

### 計画されたタスク

#### 農薬廃棄物、農薬汚染場所

特定されたPOPs廃棄物による環境リスクを抑制・排除し、汚染場所のリスク管理、処理、回復の実証事業を実施する

#### 特定のアクション

特定された農薬廃棄物を安全に廃棄する。  
計画された廃棄を実施する為、新規に特定された農薬廃棄物を計画に記載する。

汚染場所の調査とリスク評価を行う。  
POPs汚染場所の全国一覧表を予備的に作成する。計画実施プロセス中に新規に特定された汚染場所の調査を行う。隠れたリスクを防止するための対策を採用する。

汚染場所のリスク管理、処理、回復のための実証事業を実施する。

特定された農薬廃棄物を安全に廃棄する；  
特定された農薬廃棄物の安全な廃棄率は100%を達成しなければならない；  
特定された高リスク農薬汚染場所の無害管理を実施する；  
特定された高リスク農薬汚染場所のリスク管理率は85%を超えるなければならない。



## (II) POPS計画

### 計画されたタスク

#### 新規POPs

積極的な管理

#### 特定のアクション

新規POPs対策のための対処メカニズムを構築する。

POPs削減および計画的抑制のための戦略を定める。

新規POPsの調査と管理を活性化させる。



## (II) POPS計画

### 計画されたタスク

#### 監督能力

管理システムを向上させ、化学的な研究開発を強化する

#### 特定のアクション

監督基準をまとめ、方針および規制システムを改善する。

標準規格システムを構築する。経済の方針の策定のための研究を加速させる。

監視能力を強化する。公表と教育活動を実施する。

化学的研究開発を強化する。

POPs監督のための能力開発を強化する。  
POPs汚染防止・抑制のための長期的なメカニズムを予備的に構築する。



## (II) POPS計画

### 主要な事業

事業名
旧式製造力排除事業
ダイオキシン排出削減技術事業
ダイオキシン技術の実証事業
POPs廃棄物廃棄事業
汚染場所のリスク管理、処理、および回復事業
新規に掲載されたPOPsに関する事業
規制・標準規格システム、監視、監督、管理の向上のための事業



## 5. 体系化と実施

- 国家計画および地方計画の作成と実施は、NIP実施のための戦略的アプローチである。
- 関係各省、各省、自治区、ならびに国務院直轄自治体の人民政府は、取り組みの進捗および責任について定義し、計画された指標とタスクを遂行しなければならない。
- 性能評価システムと審査方法を制定・改善し、NIP実施状況について中間評価（2013年末まで）と最終審査（2015年末まで）を行い、評価・審査結果を公表する。



## (IV) 化学物質基本情報に関する全国調査

1. 調査基準
2. 調査対象
3. 調査範囲
4. 調査様式
5. 調査準備



## 1. 調査基準

- 「重点環境保護策の強化に対する国務院の意見」（GuoFa [2011] 35）にしたがって、「化学物質に関する環境管理を強化しなければならない。」
- 「新規化学物質の環境管理のための措置」（国家環境保護部令第7号）の第42条〔定期的なスクリーニング〕にしたがって、国家環境保護部は、新規化学物質のスクリーニングを5年に1回行わなければならぬ。



## 2. 調査目標

1 化学物質の種類、製造量、地域的分布を基本的に理解する。

2 化学メーカーの数量、地域的分布、産業分布を予備的に把握する。

3 化学汚染物質の種類を予備的に把握する。

4 化学物質に関する環境情報について全国的な動的データベースを構築する。



### 3. 調査範囲

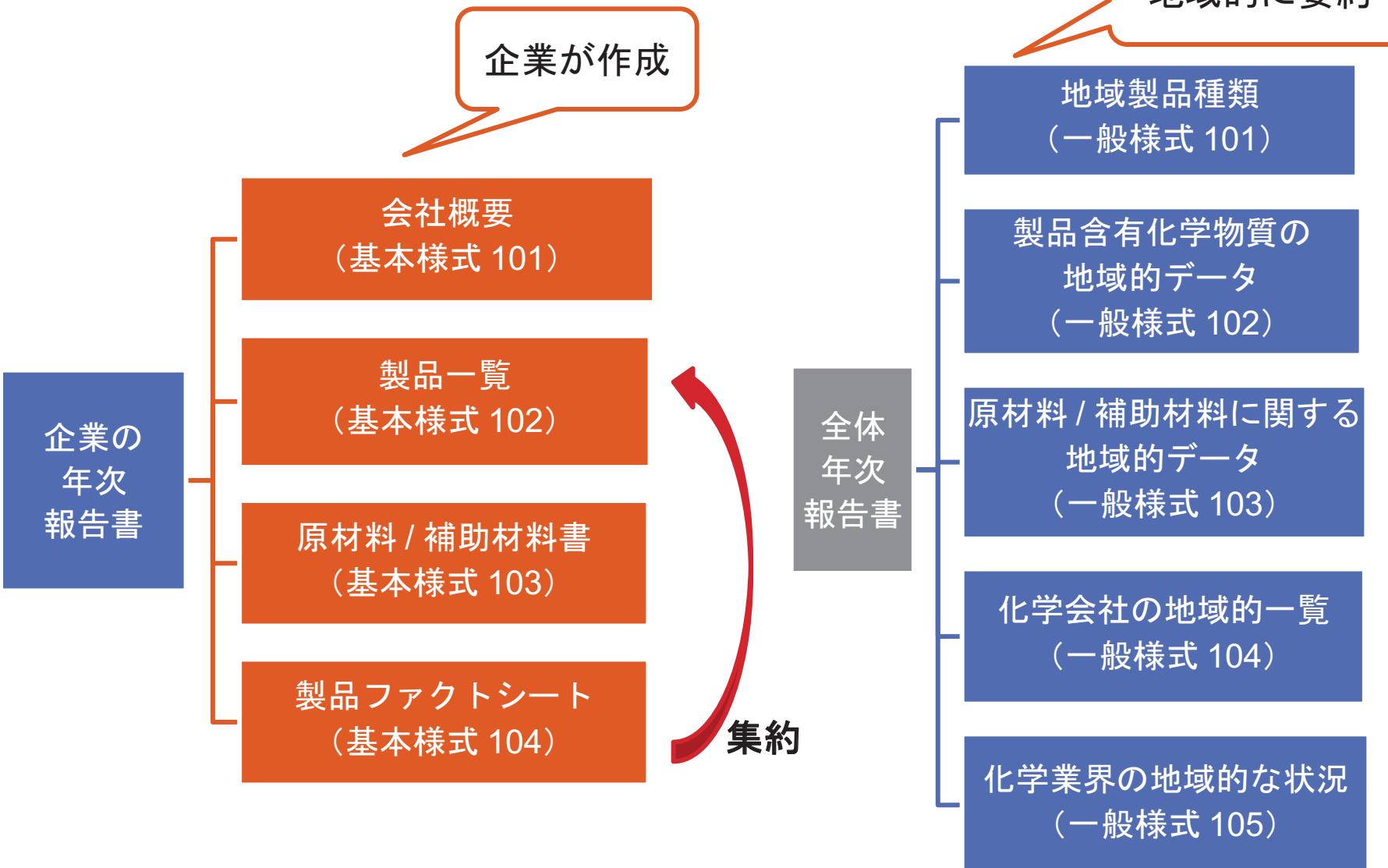
規模にかかわらず、すべての化学メーカーを調査対象に含むものとする。

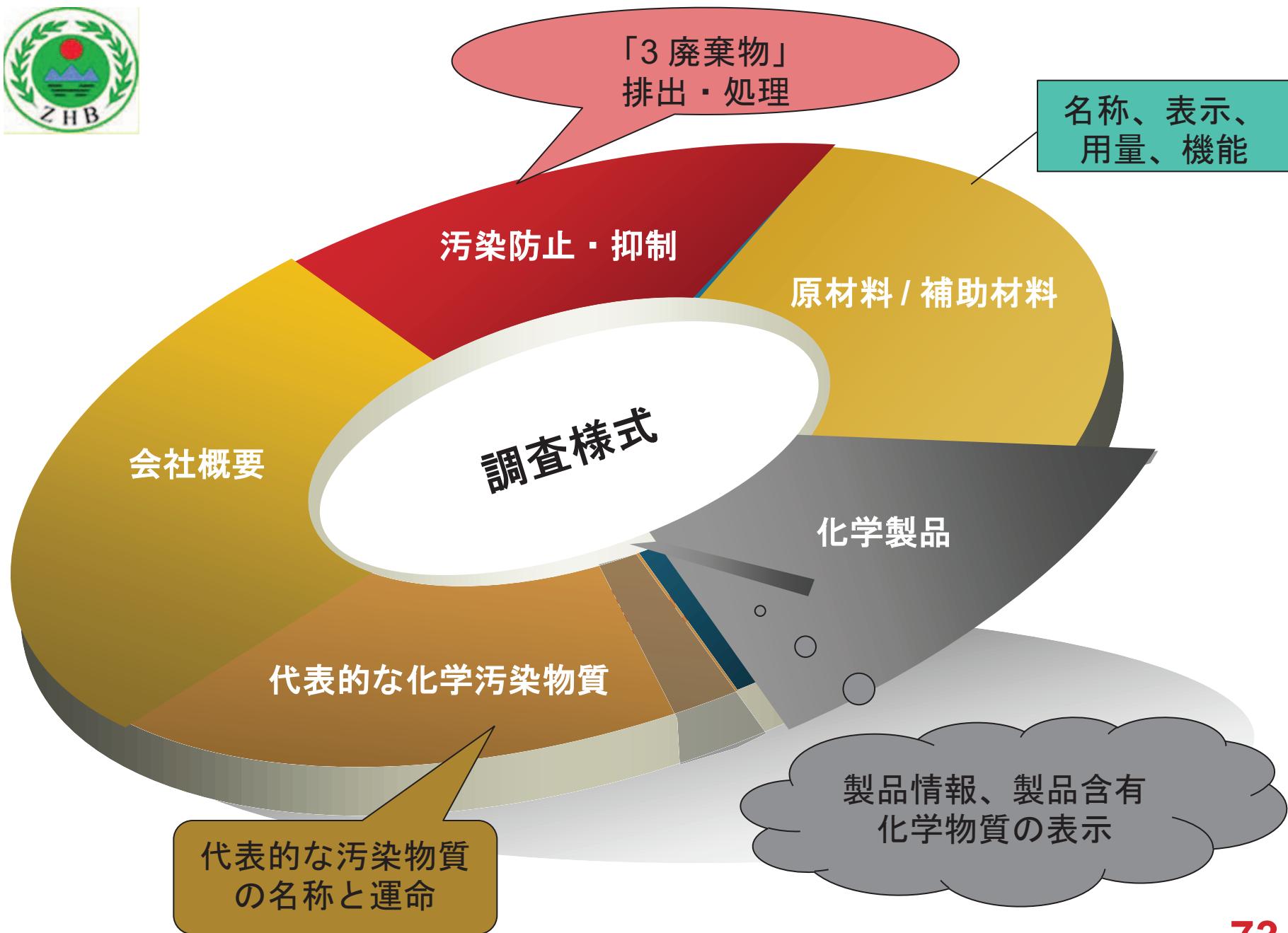
No.	産業
14	食品・飼料添加物製造
25	石油精製、コークス、核燃料製造
26	化学原料、化学製品製造
27	医薬品製造
28	化学繊維製造

調査基準年は2012年とする。



## 4. 調査様式







## 5. 調査準備

準備と研修  
2012.11-12

- すべての地域のスタッフに対して、国家環境保護部が研修を行う。
- 県および自治体の調査員に対する省の研修を計画する。

実施とガイダンス  
2013.01-06

- 調査計画を地方で実施する。
- 地方の環境保護部門が各企業に「調査様式」への記入を依頼する。各企業は2013年6月30日までに調査データを提出のこと。

監査と報告  
2013.07-11

- さまざまなレベルでの環境保護部門による調査データの監査、要約、分析を行う。
- 省レベルの環境保護部門は、**2013年11月30日**までに調査データ、作業報告書、ならびに技術報告書を国家環境保護部に提出のこと。
- 国家環境保護部は専門家グループを形成し、ランダム審査を実施し、データ監査において各省に指針を与える。

要約と  
受け入れ検査  
2013.12-2014.03

- 国家環境保護部は、作業報告書と技術報告書の監査と受け入れ検査を行い、国家化学物質製造環境調査報告書および技術報告書を作成する。



## (V) 水銀の管理

1. 基本的概念

2. 管理方針



# 1. 水銀の管理に関する基本的概念

- **管理の概念**：ライフサイクル管理を行う
- **管理の目標**：製造と供給を削減し、使用ニーズをなくす。水銀汚染物質の製造と排出を削減する。水銀含有廃棄物の無害処理を行う。



## 2. 水銀の管理方針

### (1) 自然水銀

#### 管理方針：

- ・ 「産業構造の調整に関する指針一覧」および「旧式製造工程機器・製品の排除に関する指針一覧」にしたがって「固有の水銀精錬法」を排除しなければならない。
- ・ 「非鉄金属産業の発展に関する第12次5か年計画」にしたがって、環境にやさしい排出要件を満たしている自然水銀精錬事業を行う少數の企業を除く自然水銀精錬事業を行うその他の会社を「第12次5か年計画」の終了までに撤廃しなければならない。



## 2. 水銀の管理方針

### (1) 自然水銀

輸出入の方針：

- 2002年現在、国家環境保護部は、消費ベースの輸入、数量管理、追跡管理、単位消費管理などによって水銀輸入の審査・承認方針を実施している。



## 2. 水銀の管理方針

### (2) 水銀添加製品

管理方針：

- ・ 水銀製品の製造および水銀の使用を制限すると同時に、無害な製造技術を積極的に促進するための関連方針を相次いで公布した。
- ・ 水銀式の温度計、血圧計、および歯科用アマルガムの製造事業を制限対象事業として分類した。
- ・ 製品環境表示に関する関連標準規格を公布・改訂した。



## 2. 水銀の管理方針

### (2) 水銀添加製品

輸出入の方針：

- 2008年現在、水銀含有ボタン式アルカリマンガン電池およびシリンダー式アルカリマンガン電池に対する輸出関連戻し減税策を廃止したが、これによって、電池産業における水銀消費の削減が促進された。



## 2. 水銀の管理方針

### (3) 水銀利用技術

管理方針：

- ・ 「重金属汚染の防止・抑制計画（2010～2015）」：炭化カルシウム加工PVC産業は、低水銀触媒製造に加え、酸化水銀と活性炭の再利用のための酸素制御乾留の統合的な構築を加速しなければならない。また、低水銀触媒の使用を厳格に促進し、代替ニーズに合うよう水銀触媒製造能力を向上させなければならない。さらに、高水銀触媒から低水銀触媒への代替を加速させなければならない。



## 2. 水銀の管理方針

### (3) 水銀利用技術

- 国家環境保護部からの「水銀汚染防止の強化と炭化カーバイド加工PVC製造産業および関連産業における作業の管理に対する通達」(HuanFa [2011] 4)にしたがって、関連する取り組みの実施を監督するため、炭化カーバイド加工PVC製造産業ならびに上流・下流産業における水銀汚染の防止・抑制に対する全国的な検査が2012年に行われた。
- 2015年末までには、高水銀触媒の使用および高水銀触媒を使用するすべての炭化カーバイド加工PVC製造施設の撤廃、水銀汚染防止・抑制のための無害製造技術の活用の促進、水銀触媒廃棄物の廃棄の積極的な実施、固体水銀触媒と非水銀触媒の研究開発の加速が行われることになっている。



## 2. 水銀の管理方針

### (4) 水銀汚染の管理

管理方針：

- 近年、廃水および廃ガスからの水銀排出に関する標準規格が相次いで改善・公布されたことに伴い、水銀含有固体廃棄物の環境管理が次第に強化されてきている。



## IV. 次の段階に向けた課題

1. 危険化学品の環境管理登記の体系化と実施
2. 「化学物質による環境リスク防止・抑制に関する第12次5か年計画」の公布と施行
3. 化学物質製造に関する環境状況の全国調査の実施
4. 「残留性有機汚染物質（POPs）汚染防止・抑制に関する第12次5か年計画」の実施、Ops統計報告システムの実施の継続
5. 主要産業による水銀排出の更新調査の実施



ご清聴ありがとうございました